

シュレッダー紙の取り扱い変更について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、青森市ではリサイクルできる古紙類の分別を厳格化することになりました。これを受け組合では、シュレッダー紙の回収方法を下記のとおり変更いたします。

なお、青森市から事業系ごみ適正処理に関する周知依頼もございましたので、別紙案内書及び組合私書箱に投函いたしますガイドブックをご覧ください。

資源リサイクル推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【シュレッダー紙の回収について】

1. 変更点	変更前	シュレッダー紙	→	燃えるごみ
	変更後	〃	→	紙類リサイクル

※ 今後、シュレッダー紙は燃えるごみではなく、紙類リサイクル回収日に排出してください。

※ シュレッダー紙はほかの紙類とは分け、中身がわかるような透明なビニール袋に入れて排出してください。

※ ラミネートやカーボン、感熱紙をシュレッダーしたものは、リサイクルできないので燃えるごみに排出してください。

※ 分別がされていない場合は回収いたしません。

2. 変更日	平成29年3月1日から
--------	-------------

【お問合せ】

協同組合青森総合卸センター

業務部（担当：春山）

TEL 017-738-4711

以上